

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則の制定について

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

(提案理由)

熊本県立熊本西高等学校の理数科及び熊本県立鹿本農業高等学校の全ての学科の改編に伴い、関係規定を整備する必要がある。

参考：関係法令条項

● 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(平成20年4月1日施行 教育委員会規則第5号)

第2条 (教育長へ委任しない事務)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

2 改正の必要性

熊本県立熊本西高等学校の理数科及び熊本県立鹿本農業高等学校の全ての学科の改編に伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

- (1) 熊本県立熊本西高等学校の理数科をサイエンス情報科に改編し、熊本県立鹿本農業高等学校の施設園芸科、食品工業科、バイオ工学科及び生活科学科の4学科を園芸技術科、食品科学科及び生活デザイン科の3学科に改編する。(別表関係)
- (2) この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- (3) 所要の経過措置を設ける。(附則第2項関係)

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県立熊本西高等学校の項中「理数科」を「サイエンス情報科」に改め、同表熊本県立鹿本農業高等学校の項中「施設園芸科 食品工業科 バイオ工学科 生活科学科」を「園芸技術科 食品科学科 生活デザイン科」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表に規定する熊本県立熊本西高等学校全日制理数科並びに熊本県立鹿本農業高等学校全日制施設園芸科、食品工業科、バイオ工学科及び生活科学科は、改正後の別表の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県立高等学校学則（昭和40年熊本県教育委員会規則第16号）新旧対照表

旧			新		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
学校 (略)	課程	学科	学校 (略)	課程	学科
熊本県立熊本 西高等学校	全日制	普通科 理数科	熊本県立熊本 西高等学校	全日制	普通科 サイエンス情報科
(略)			(略)		
熊本県立熊本 農業高等学校	全日制	施設園芸科 食品工業科 バイオ工学科 生活 科学科	熊本県立熊本 農業高等学校	全日制	園芸技術科 食品科学科 生活デザイン科
(略)			(略)		